

教員免許更新制事務処理マニュアル

長野県教育委員会事務局
令和元年6月

目 次

第1	教員免許更新制の概要	1
1	目的	1
2	制度の概要	1
(1)	免許状の効力	1
(2)	免許状更新講習の受講	1
(3)	免許状の失効	1
■	用語の意味	2
第2	教員免許更新等申請	3
■	免許更新制の対象者	3
■	基本的な教員免許更新申請の流れ	3
	免許状更新講習の受講対象者	6
(1)	受講義務がある者	6
(2)	受講義務がない者	6
(3)	免許状更新講習を受講できない者	6
1	修了確認期限（有効期間満了日）の確認	7
(1)	旧免許状の場合	7
(2)	新免許状の場合	8
2	免許状更新講習の選択	10
(1)	受講期間	10
(2)	開設者	11
(3)	更新講習の内容	11
ア	必修領域	11
イ	選択必修領域	11
ウ	選択領域	11
3	免許状更新講習の受講・修了証明書の発行	13
(1)	更新講習の受講申込	13
ア	申込手続き	13
イ	受講対象者であることの証明	13
(2)	更新講習の受講・修了	14
4	免許状更新講習修了確認申請（有効期間の更新申請）	15
(1)	免許状更新講習修了確認申請（有効期間の更新申請）	15
ア	修了確認申請の手続き（旧免許状所持者）	15
イ	有効期間の更新申請の手続き（新免許状所持者）	18
ウ	旧免許状所持者のうち、免許状更新講習の受講義務のない者が、修了確認期限までに 免許状更新講習修了確認を受けていない場合の申請（改正法附則第2条第3項第3号）	18

5 免許状更新講習の受講免除申請・修了確認期限の延期（有効期間の延長）申請	20
(1) 免許状更新講習の受講免除申請	20
ア 免除対象者	20
イ 免除申請の手続き	21
ウ 申請書類	21
エ 申請書類の審査	22
オ 証明書の交付	22
(2) 修了確認期限の延期（有効期間の延長）	25
ア 延期（延長）対象者	25
イ 修了確認期限の延期申請（旧免許所持者）	26
ウ 有効期間の延長申請（新免許所持者）	29
エ 修了確認期限延期期間の変更	30
6 免許状の失効	31
(1) 免許状の失効	31
ア 旧免許状所持者の場合	31
イ 新免許状所持者の場合	31
(2) 免許状の失効手続き	32
ア 通知	32
イ 免許状の返納	32
○申請書類及び審査事項（再掲）	33
<担当部署一覧>	35

第1 教員免許更新制の概要

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることとなった。

1 目的

その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。

※ 不適格教員の排除を目的としたものではない。

2 制度の概要

(1) 免許状の効力

ア 新免許状に10年間の有効期間が設定された。

イ 旧免許状を所持する者の免許状には、引き続き有効期間は定められないが、免許状更新講習を受講・修了し、修了確認を受けなければならない期限として、修了確認期限が設定された。

ウ 生年月日が昭和30年4月1日以前の者（栄養教諭免許状所持者を除く。）は教員免許更新制の対象外であり、所持する免許状は生涯有効である。

(2) 免許状更新講習の受講

ア 免許状更新講習を受講できる者は、現職教員及び教員を希望する者等に限定されている。
※いわゆるペーパーティーチャーは免許状更新講習を受講することはできない。

イ 免許状の有効期間の更新（新免許状）をするため又は更新講習修了確認（旧免許状）を受けるために、2年間の受講期間のうちに30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要である。

(3) 免許状の失効

ア 有効期間の満了日又は修了確認期限が経過するまでに有効期間の更新又は更新講習修了確認がされなかった者の教員免許は失効する（旧免許状所持者は現職の教員等のみ）。

イ ただし、授与の基礎となった教職課程の単位は有効なため、その後、更新講習を受講・修了すればあらためて免許状の授与を受けることができる。

■ 用語の意味

■旧免許状

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状を所持する者が平成21年4月1日以降に授与された免許状を含む。）

■新免許状

平成21年3月31日以前に授与された免許状を所持しない者に対して、平成21年4月1日以降に授与される普通免許状又は特別免許状

■現職教員

学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び常勤・非常勤の講師

■修了確認期限

旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けなければならない期限

■有効期間満了日

新免許状に記載されている免許状の有効期間の満了の日

■免許状更新講習

文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習

■修了認定

大学などの更新講習開設者が行う、受講者が免許状更新講習を修了したという認定。講習の課程の一部の履修が認定される場合がある。

■更新講習修了確認

旧免許状所持者が30時間以上の免許状更新講習を修了したという確認で、本人の申請を受けて免許管理者（県教育委員会）が行う。

■免許管理者

現職の教員にあつては勤務する学校等のある勤務地の都道府県の教育委員会。教員として勤務していない方にあつては、住所地の都道府県の教育委員会。

（授与権者（本籍地又は住所がある都道府県教育委員会）とは性格を異にする。）

第2 教員免許更新等申請

■ 免許更新制の対象者（P6）

- ・ **受講義務がある者**
現職教員、指導主事等
- ・ **受講義務がないが受講できる者**
過去に教員であった者、教員に任用され、又は雇用されることが見込まれる者
臨時任用教員リストに登載された者
- ・ **免許状更新講習を受講できない者**
いわゆるペーパーティーチャー
(教職に就く予定のない者)

■ 基本的な教員免許更新申請の流れ

ここでは、基本的な免許状更新申請に係る流れを説明します。
詳細は各項目の後に記載しているページで説明します。

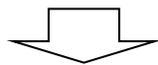
1 修了確認期限（有効期間満了日）の確認（P7～9）

＜旧免許状の場合＞

- ・ 現職教員等本人が、別表1（P7）から、自分の生年月日に対応する最初の修了確認期限を確認する。
- ・ 栄養教諭普通免許状を所持している者は、別表2（P8）を確認する。

＜新免許状の場合＞

- ・ 免許状に記載されている有効期間満了日を確認する。



2 免許状更新講習の選択（P10～12）

- ・ 現職教員等本人が、文部科学省や県教育委員会、大学のホームページ等を確認し、受講したい免許状更新講習を選択する。
- ・ 更新講習は、必修領域6時間以上、選択必修領域6時間以上、選択領域18時間以上、計30時間以上を受講しなければならない。（※平成28年4月1日から制度変更、選択必修領域が導入された。）
- ・ 選択領域については、教諭向け・養護教諭向け・栄養教諭向けに開講しているので、
新免許状・・・免許種に応じた講習を受講する
旧免許状・・・職に応じた講習を受講する
- ・ 免許状更新講習は**修了確認期限（有効期間満了日）の2ヶ月前までの2年間のうちにすべて受講する。**

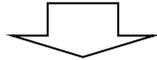
3 免許状更新講習の受講・修了（履修）証明書の発行（P13～14）

《受講》

- ・現職教員等本人は、更新講習受講申込書の証明欄に所属する学校長等から受講対象者であることの証明を受け、大学等に受講申込みを行い、必要な免許状更新講習を受講する。

《修了（履修）証明書の発行》

- ・計30時間以上の免許状更新講習の課程を修了（課程の一部である場合は履修）した場合は各大学等から修了（履修）証明書が発行される。



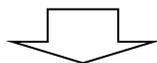
4 免許状更新講習修了確認申請（有効期間満了日の更新申請）（P15～19）

《旧免許状の場合》

- ・現職教員等本人は、申請書に修了（履修）証明書等を添付し、所属長を経由して県教育委員会へ免許状更新講習の修了確認申請を行う。
- ・申請は各自の修了確認期限の2ヶ月前までに必ず行う。

《新免許状の場合》

- ・現職教員等本人は、申請書に修了（履修）証明書等を添付し、所属長を経由して県教育委員会へ免許状有効期間の更新申請を行う。
- ・申請は各自の有効期間満了日の2ヶ月前までに必ず行う。



5 更新講習修了確認（有効期間更新）証明書の発行

《更新講習修了確認（有効期間更新）証明書の発行》

- ・県教育委員会は、更新講習修了確認を行い、免許状更新講習修了（有効期間更新）証明書を発行する。
- ・証明書の交付は、原則申請日の2ヶ月後の日の属する月の末日までに交付する。

《有効な免許状の更新》

- ・次の修了確認期限または有効期間の満了日（10年後）まで申請した免許状が有効となる。

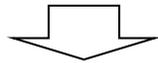
**(または 6 免許状更新講習の受講免除申請・修了確認期限の延期(有効期間の延長)申請)
(P20~30)**

《免許状更新講習の受講免除申請》

- ・ 校長、教頭、指導主事等の免許状更新講習受講免除対象者は、県教育委員会に対して、更新講習の受講免除を申請することができる。
 - ・ 申請は**修了確認期限(有効期間満了日)の2ヶ月前までの2年間**のうちに行う。
- 申請が承認された場合は、次の修了確認期限(10年後)まで申請した全ての免許状が有効となる。

《修了確認期限の延期(有効期間の延長)》

- ・ 現職教員等は、やむを得ない事由により、免許状更新講習の課程を修了できない場合は、県教育委員会に対して、修了確認期限の延期(有効期間の延長)を申請することができる。
 - ・ 申請は**修了確認期限(有効期間満了日)の2ヶ月前まで**に行う。
- 申請が承認された場合は、延期(延長)された期限の2年2ヶ月前から2以下の手続きを行う。



(または 7 免許状の失効)(P31~32)

《旧免許状の場合》

- ・ 現職教員等の免許状更新講習修了確認申請、免許状更新講習の受講免除申請又は修了確認期限の延期申請が期限までに行われず、修了確認期限が経過した場合、所持している全ての免許状が失効する。(免許状は返納する。)
- 現職教員等は失職する。(公立学校の教員の場合)

《新免許状の場合》

- ・ 受講対象者であるか否かにかかわらず、免許状有効期間の更新申請、免許状更新講習の受講免除申請、有効期間の延長申請が期限までに行われず、有効期間が更新されなかった場合、所持している全ての免許状が失効する。
- 現職教員等は失職する。(公立学校の教員の場合)

免許状更新講習の受講対象者

(1) 受講義務がある者

免許状を持つ者で、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に修了確認を受けなければならない者は次のとおり。

- ア 現職教員（指導改善研修中の者を除く。）
- イ 教育長、教育次長
- ウ 教育委員会事務局の課長その他これに準じる職の者
- エ 教育機関（学校を除く。）の長その他これに準じる職の者
 - ・総合教育センター所長 など
- オ 指導主事、社会教育主事、専門主事
 - ・教育委員会事務局、現地機関及び教育機関の指導主事・専門主事（埋蔵文化財センターの職員及び県立歴史館の職員のうち、学校に勤務したことがない者を除く。）
 - ・県民文化部長官次世代サポート課の青少年指導主事 など
- カ 県立学校又は市町村立学校において教員として任命された者で、任命権者の要請に応じ、県若しくは市町村の職員又は国立大学法人の役員若しくは職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- キ 学校法人の理事

(2) 受講義務がない者

免許状を持つ者で次に該当する者は、免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていないが、各自の判断で免許状更新講習を受講することができる。なお、これらの者が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合、免許状が失効することはないが、免許状の効力は休眠状態となり、そのままでは教育職員になることはできない。

- ア 現職教員のうち、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- イ 教員経験者
- ウ 教員に任用され、又は雇用されることが見込まれる者
 - ・教員採用試験合格（内定）者
 - ・教育委員会等が作成した臨時任用教員リスト（教員となることを希望する者を登録したリスト）に登載されている者（教員経験はないが、教員となることを希望する者を含む）
- エ 幼稚園教諭免許状を所持している保育士（認定こども園又は幼稚園も設置している者が設置する保育所などで勤務している場合に限る。）

※特例制度の施行に伴い、平成25年8月より認可保育所に勤務している保育士も受講対象となりました。

(3) 免許状更新講習を受講できない者

- (1) 及び (2) の各号に該当しない者
 - ・いわゆるペーパーティーチャー（教職に就く予定のない者）
 - ・(2) ②エ以外の保育所等で保育士の職にある者
 - ・埋蔵文化財センター及び県立歴史館の職員のうち、学校に勤務したことがない者 など

1 修了確認期限（有効期間満了日）の確認

(1) 旧免許状の場合

旧免許状を所持する現職教員等は、各自の生年月日に対応する最初の修了確認期限を別表1により確認する。

なお、栄養教諭普通免許状を所持する者は別表2により確認する。

上記に関わらず、過去に更新、延期、免除又は回復を行った者は当該証明書に記載された修了確認期限により確認する。

(例) 昭和49年5月5日生まれで教諭免許状を所持する者の最初の修了確認期限は、別表1のとおり令和2年3月31日となる。

(別表1)

《教諭免許状又は養護教諭免許状所持者の最初の修了確認期限》

	受講対象者の生年月日	最初(※)の修了確認期限	修了確認申請期限	免許状更新講習の受講期間
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	令和3年3月31日 (前回)平成23年3月31日	令和3年1月31日 (前回)平成23年1月31日	平成31年2月1日～ 令和3年1月31日 (前回)平成21年4月1日～ 平成23年1月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成24年1月31日	平成22年2月1日～ 平成24年1月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成25年1月31日	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成26年1月31日	平成24年2月1日～ 平成26年1月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成27年1月31日	平成25年2月1日～ 平成27年1月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成28年1月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成29年1月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成30年1月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成31年1月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日 (平成32年3月31日)	令和2年1月31日 (平成32年1月31日)	平成30年2月1日～ 令和2年1月31日 (平成30年4月1日～ 平成32年1月31日)

※ ①については、前回更新又は免除を行った場合における次回の修了確認期限。

(別表2)

《栄養教諭免許状所持者の最初の修了確認期限》

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	修了確認申請期限	免許状更新講習の受講期間
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成28年1月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成29年1月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成30年1月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成31年1月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

※ 栄養教諭の旧免許状とそれ以外の旧免許状の両方を所持している場合も（別表2）の整理に従って受講すること。

ただし、栄養教諭以外の旧免許状（教諭又は養護教諭）を所持している者で、平成21年4月以降に栄養教諭免許状を授与されたものについては、（別表1）に従って修了確認期限が割り振られる。

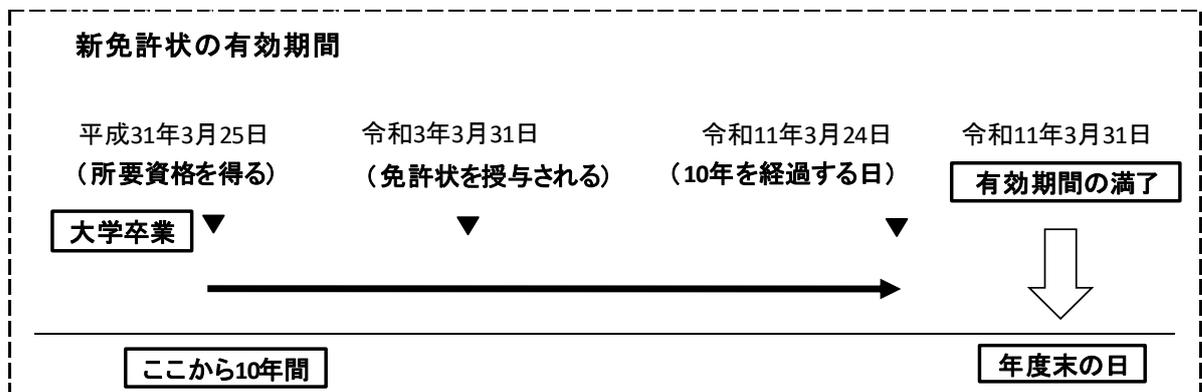
(2) 新免許状の場合

新免許状を所持する現職教員等は、免許状に記載されている有効期間満了日を確認する。

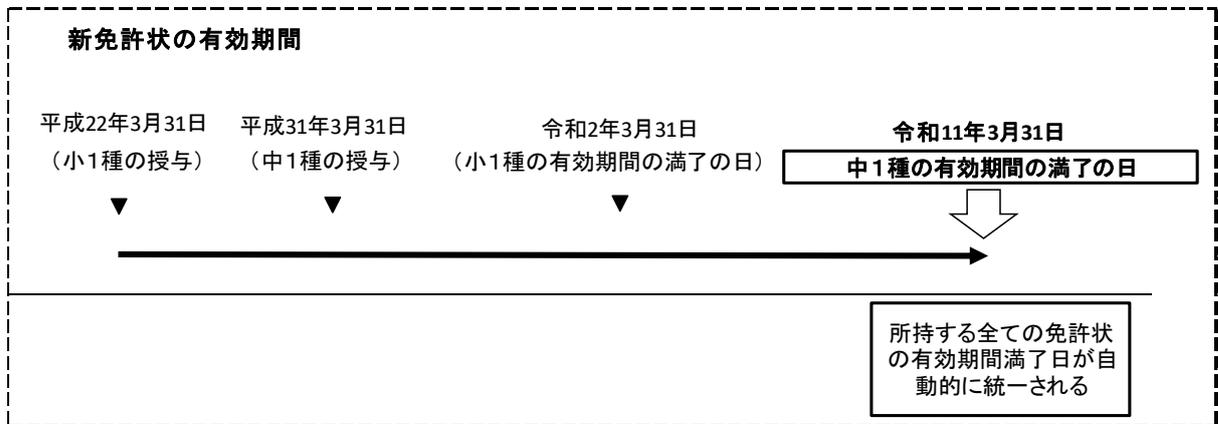
（授与の日から10年後とは限らない。）【例①】

なお、複数の新免許状を所持する場合は、最も遅く満了する免許状の有効期間満了日に、全ての免許状の有効期間が自動的に統一される。【例②】

【例①】平成31年3月25日に大学を卒業し所要資格を得た者が、令和3年になってから免許状授与の申請を行い、令和3年3月31日に免許状を授与された場合、所要資格を得てから10年を経過する日の年度末（令和11年3月31日）が有効期間の満了日になる。



【例②】平成22年3月31日に授与された小学校教諭1種の免許状（有効期間満了日は令和2年3月31日）を所持しており、新たに平成31年3月31日に中学校教諭1種の免許状（有効期間満了日は令和11年3月31日）の授与を受けた場合、所持する全ての免許状の有効期間満了日は、中学校教諭1種免許状の有効期間満了日に統一される。



【参考】 修了確認期限（有効期間満了日）の把握方法（例：公立学校）

- ・ 現職教員等は、文部科学省が作成したリーフレット「教員免許更新制がはじまります」に修了確認期限を記入し、スケジュールを確認しておく。
- ・ 所属長は、現職教員等からリーフレットの写しの提出を求め、修了確認期限（有効期間の満了日）の把握に努める。
- ・ 現職教員等から提出されたリーフレットの写し及び修了確認証明書、更新講習免除証明書等の写しを人事記録カードと一緒に保存し、現職教員等に異動がある場合は、異動先へ引き継ぐ。

■ 現職教員等の失職（公立学校等）

現職教員・指導主事などの免許状更新講習の受講義務がある者は、更新講習を受講・修了し、更新申請を行わない場合等は、所持する全ての免許状が失効し、失職することになる。

2 免許状更新講習の選択

現職教員等本人は、文部科学省や長野県教育委員会、大学のホームページ等を確認し、各自の職、所持する免許状を踏まえて講習を選択する。

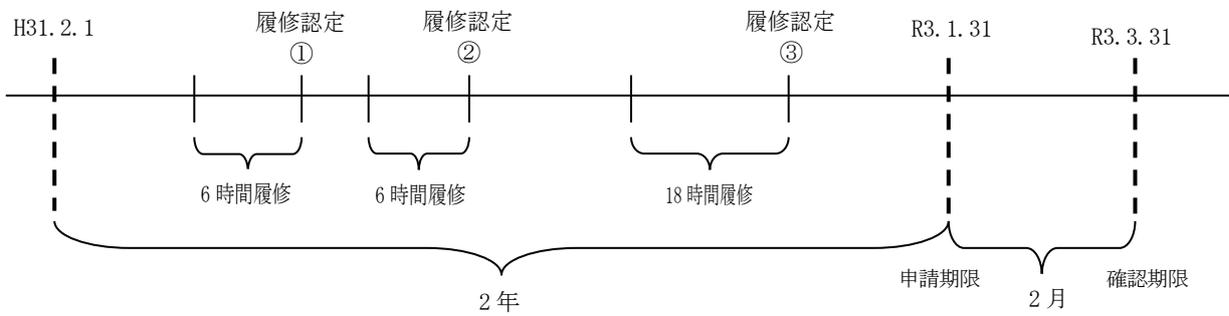
(1) 受講期間

免許状更新講習は修了確認期限（有効期間満了日）の2ヶ月前までの2年間に受講する。

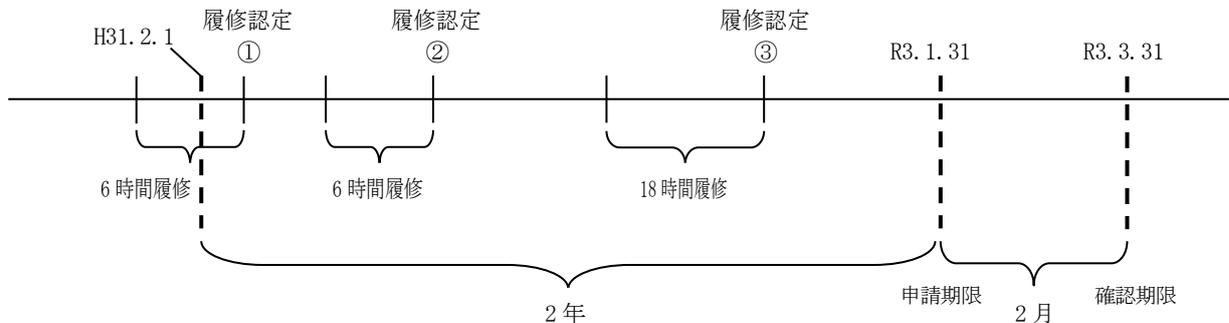
(例) 昭和50年5月5日生まれで旧免許状を所持する者の免許状更新講習の受講期間は、平成31年2月1日から令和3年1月31日のとなる。

※ 上記の期間内に、修了（履修）認定日が含まれていることが必要である。

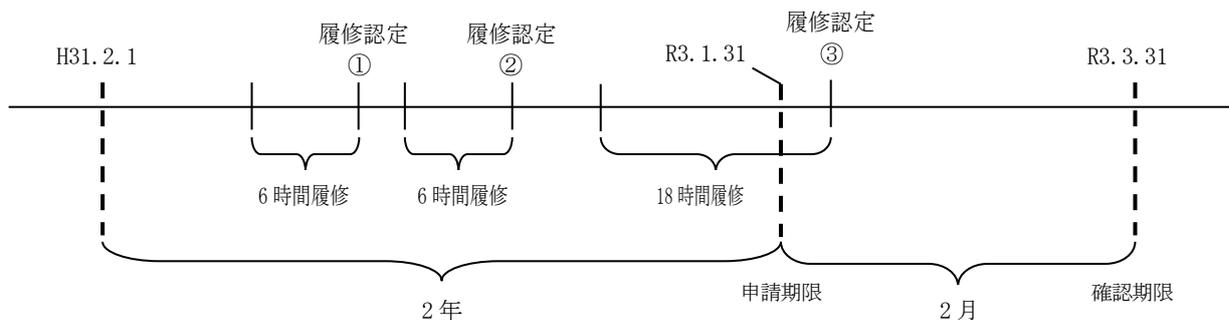
【認められる例①】



【認められる例②】



【認められない例】



(2) 開設者

ア 免許状更新講習は、大学等において、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに開講される。

また、通信や放送、インターネットなどにより受講できるものもある。

イ 受講する大学等に制限はない。すべての講座を一の大学等で受講してもよいし、複数の大学等で講座を分けて受講することもできる。

(3) 更新講習の内容

免許状更新講習は、次の3つの区分の講習を合わせて30時間以上受講し、履修・修了しなければならない。

ア 必修領域

(ア) 必要受講時間

6時間以上

(イ) 留意点

この講座は、すべての受講者に共通する講座である。

イ 選択必修領域

(ア) 必要受講時間

6時間以上

(イ) 留意点

平成28年4月1日より開始。学校種、免許種等に応じて受講者本人が選択し、受講する。選択領域のように「職」(旧免許状所持者)や「免許状の種類」(新免許状所持者)に応じた講習の履修は必要ない。

すでに改正前の必修領域を12時間以上受講しその履修認定を受けている者は、改正後の必修領域及び選択必修領域の履修認定を受けたものとみなされる。

ウ 選択領域

(ア) 必要受講時間

18時間以上

(イ) 選択の方法

a 旧免許状所持者の場合

現在就いている、教諭、養護教諭、栄養教諭の「職」に対応した講習を受講する。

【事例①】

現職が養護教諭で、所持する免許状が教諭と養護教諭である場合の受講方法

《必修領域》 《選択必修領域》 《選択領域》
6時間 + 6時間 + 養護教諭向け 18時間

※ 養護教諭に対応した講習を受講し、修了確認期限の更新申請をすることで、申請したすべての免許状が更新される。

b 新免許状所持者の場合

所持する教諭、養護教諭、栄養教諭の「免許状の種類」にそれぞれ対応した講習を受講する。

【事例②】

現職が養護教諭で、所持する免許状が教諭と養護教諭である場合の受講方法

$$\begin{array}{l}
 \langle\text{必修領域}\rangle \quad \langle\text{選択必修領域}\rangle \\
 \boxed{6\text{時間}} + \boxed{6\text{時間}} \\
 \quad \quad \quad \langle\text{選択領域}\rangle \\
 \quad \quad \quad + \boxed{\text{教諭向け } 18\text{時間} + \text{養護教諭向け } 18\text{時間} = \text{計 } 36\text{時間}}
 \end{array}$$

※ 所持する免許状が教諭と養護教諭である場合、それぞれに対応した講習の受講が必要となる。

ただし、1つの選択講座が教諭、養護教諭双方の免許状に対応したものであれば、当該選択講座をもって、教諭、養護教諭向けの選択講座を受講したことになる。

3 免許状更新講習の受講・修了証明書の発行

(1) 更新講習の受講申込

ア 申込手続き

- (ア) 現職教員等は、選択した免許状更新講習の申込みを開設者へ直接行う。
- (イ) 現職教員等は、受講申込の際、所属長等から更新講習申込書に受講対象者であることの証明を受ける。
- (ウ) 免許状更新講習は修了確認期限の2ヶ月前までの2年間で受講する。(再掲)

イ 受講対象者であることの証明

- (ア) 証明

所属長等は、現職教員等から免許状更新講習の申込みの際に受講対象者であることの証明を求められた場合、別表3の受講対象者の区分に従い、その証明を行う。
- (イ) 過去に在籍した教員からの申し出による証明

所属長等は、過去に在籍した教員から証明の申し出がある場合において、所属で在職履歴が把握できない場合は、県教育委員会事務局の主管課長へ照会し、在籍を確認したうえで、所属長等が証明すること。
- (ウ) 教員になろうとする者からの申し出による証明

教員になろうとする者が臨時任用教員リストに登載されていない場合は、臨時任用教員リスト管理者が、本人に当該リストへの登載に同意を求め、リストに登載した上で証明すること。
- (エ) 県教育委員会事務局の課長又は教育事務所長が臨時任用教員リスト管理者である場合、その証明は県教育委員会事務局の課長又は教育事務所長が行うものとする。

【参考】臨時任用教員リストの作成・管理（例：県立高校）

- ・高等学校の臨時任用教員を採用する場合、高校教育課で管理する「高等学校講師候補者名簿」に登載してもらう。
- ・「高等学校講師候補者名簿」登載者から受講対象者証明の依頼がある場合は、名簿を管理する高校教育課長名で証明（公印押印）を行う。

(別表3)

【受講対象者であることを証明する者】

受講対象者の区分		証明者
1 教員、校長、園長、副校長、副園長、 教頭、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄 養職員、養護職員	市町村立学校（園）	校長、園長
	県立学校	校長
	国立学校（園）	校長、園長
	私立学校（園）	校長、園長
	共同調理場に勤務す る学校栄養職員	場長又は校長
2 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育 又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事し ている者として免許管理者が定める者	所属長	
3 地方公共団体の職員又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、 中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する国立大学法人又は 学校法人の役員若しくは職員で2に準ずる者として免許管理者が 定める者	所属長	
4 その他文部科学大臣が定める者	任命権者又は雇用者	
5 教員採用内定者	任用又は雇用しようとする 者（県・市町村教育委員会 教育長等）	
6 教員勤務経験者	市町村立学校（園）	退職した学校（園）の長
	県立学校	退職した学校（園）の長
	国立学校（園）	退職した学校（園）の長
	私立学校（園）	退職した学校（園）の長
7 認定こども園又は幼稚園を設置する者（市町村、法人）が設置 する保育所に勤務する幼稚園教諭免許状を所持する保育士	当該施設の設置者	
8 臨時任用教員リスト登載者	任用又は雇用しようとする 者（県・市町村教育委員会 教育長、教育事務所長等臨 時任用教員リストを管理す る長）	

(2) 更新講習の受講・修了

現職教員等は申込んだ更新講習を受講し、修了（履修）認定を受ける。

○ 修了・履修認定

大学などの講習開設者が試験を実施し、文部科学省が定める到達目標に掲げる内容について適切な理解が得られていると認められた場合に修了・履修認定を受け、「免許状更新講習修了（履修）証明書」が交付される。

4 免許状更新講習修了確認申請（有効期間の更新申請）

（1）免許状更新講習修了確認申請（有効期間の更新申請）

免許状更新講習の課程を修了した現職教員等は、免許状更新講習修了確認申請（有効期間の更新申請）を行う。

ア 修了確認申請の手続き（旧免許状所持者）

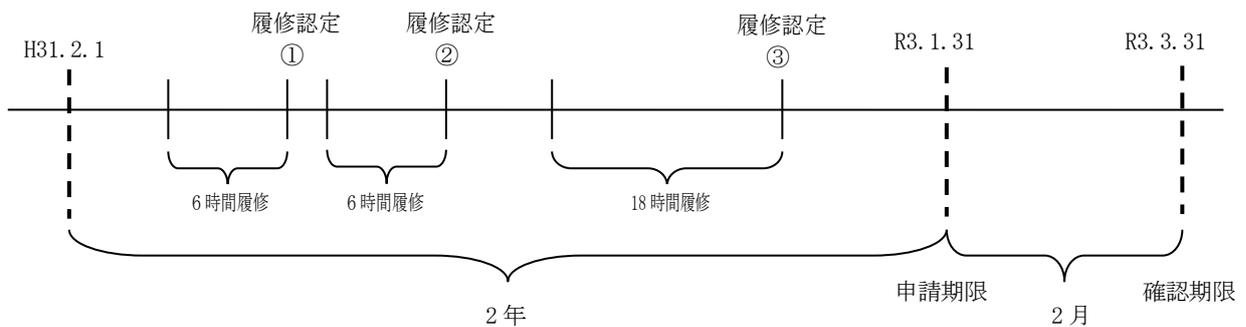
（ア） 申請期間

更新講習を30時間以上履修した教職員等は、修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に申請を行う。

※ 省令で定められた期間であるため、上記期間以外は申請できない。

（例）昭和50年5月5日生まれで旧免許状を所持する者の最初の修了確認申請は、平成31年2月1日から令和3年1月31日までに行う。

※ 上記の期間内に、修了（履修）認定日が含まれていることが必要である。



（イ） 申請書類

a 更新講習修了確認申請書（細則様式第12号）

b 免許状を所持することを証明する次のいずれかの書類

- ・ 教育職員免許状の写し（所持するすべての免許状に係るもの）
- ・ 教育職員免許状の授与証明書（所持するすべての免許状に係るもの）（発行後6月以内の原本）

※ 同一校種の免許状を複数（専修、1種、2種）所持している場合も、すべての写し又は授与証明書を添付すること

※ 免許状の写しを添付できる場合には授与証明書は不要

c 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書（原本）

- ・ 更新講習修了確認証明書
- ・ 改正法附則第2条第3項第3号の確認（更新講習の受講義務がない旧免許状所持者が修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合で、更新講習の課程を修了してから2年2月間内にあることを免許管理者に確認した）証明書
- ・ 修了確認期限延期証明書
- ・ 免許状更新講習免除証明書

※ 当該証明書に記載された免許状については、bの書類は省略可

d 30時間以上の免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（原本）

e 身分証明書の写し（運転免許証、保険証等）

※ 現職教員以外の者が申請する場合において、免許状の氏名と現姓とが相違している場合

f 長野県収入証紙 3,500円

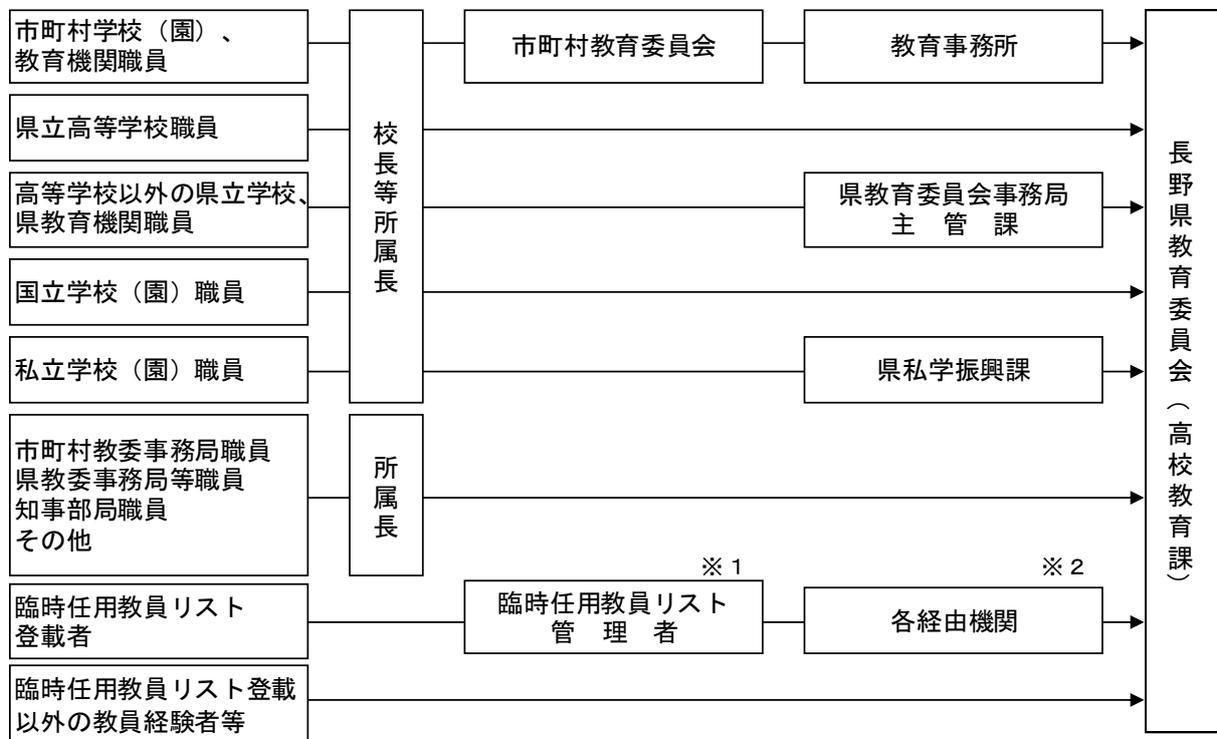
(ウ) 申請書類の審査

所属長・市町村教育委員会・教育事務所等は、現職教員等からイの申請書類の提出があった場合は、主に次の事項を確認し、別表4のルートにより遅滞なく進達すること。

- a 長野県が免許管理者となるべき者であること
- b 修了確認期限の2ヶ月前までの申請であること
- c 申請された免許状を所持していること
- d 30時間以上の更新講習を修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に修了していること
- e 「職」に対応した講習を受講していること

(別表4)

【申請経路】

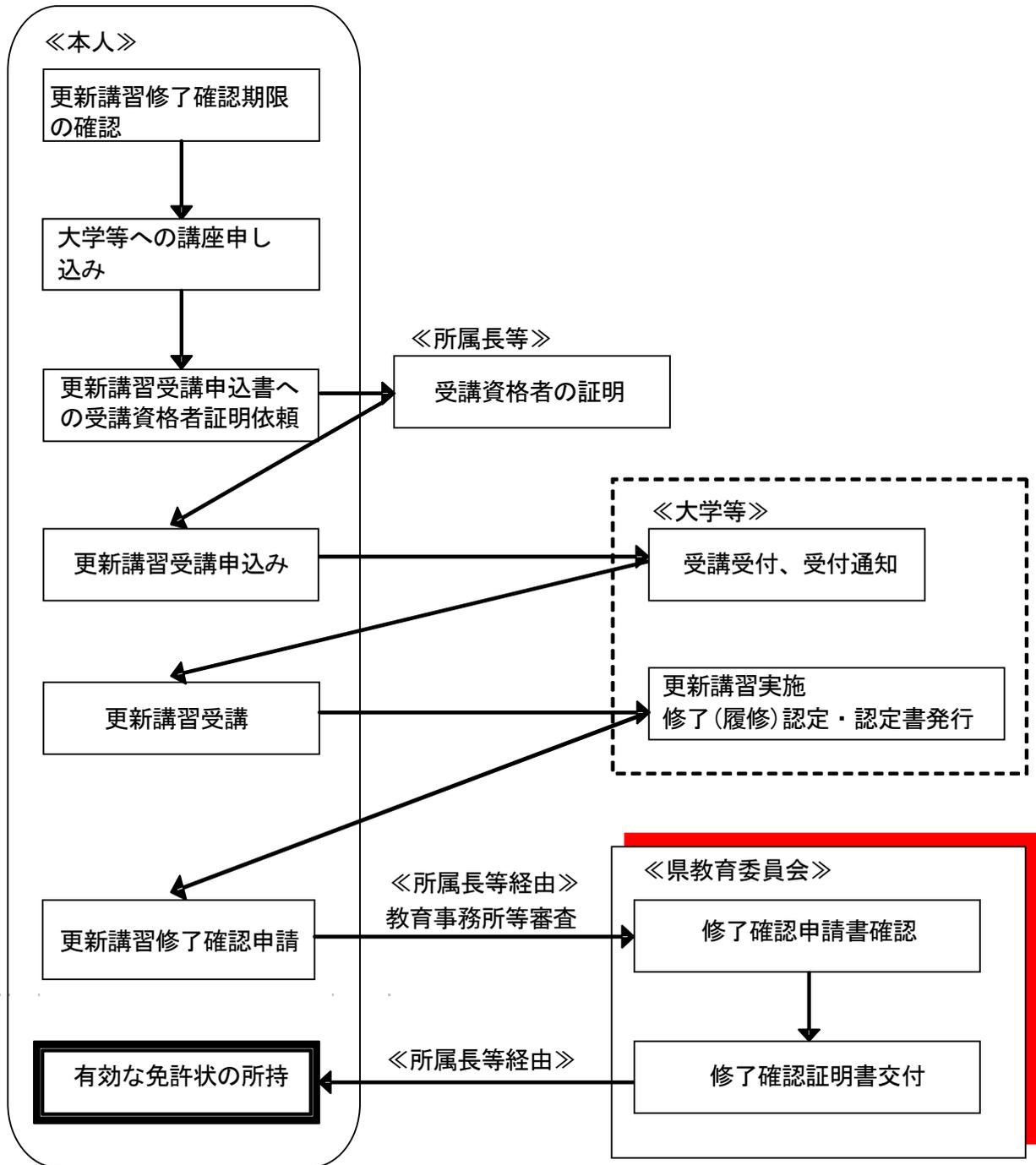


※1 「臨時任用リスト教員管理者」とは、今後、講師・非常勤職員等を希望する者のリストを管理する県・市町村教育委員会、教育事務所などをいう。

※2 「各経由機関」は「臨時任用リスト教員管理者」が市町村教育委員会の場合にあつては教育事務所を、私立学校の場合にあつては県私学振興課をいう。

《参考》

免許状更新講習修了確認申請の標準的なフローチャート



イ 有効期間の更新申請の手続き（新免許状所持者）

（ア） 申請期間

該当する教職員等は、有効期間満了日の2ヶ月前までの2年間に申請を行う。

※ 省令で定められた期間であるため、上記期間以降の申請はできない。

（イ） 申請書類

a 有効期間更新申請書（講習修了者用）（細則様式第9号）

b 免許状を所持することを証明する次のいずれかの書類

- ・ 教育職員免許状の写し（所持するすべての免許状に係るもの）
- ・ 教育職員免許状の授与証明書（所持するすべての免許状に係るもの）（発行後6月以内の原本）

※ 同一校種の免許状を複数（専修、1種、2種）所持している場合も、すべての写し又は授与証明書を添付すること

※ 免許状の写しを添付できる場合には授与証明書は不要

c 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書 （原本）

- ・ 有効期間更新証明書
- ・ 有効期間延長証明書
- ・ 免許状更新講習免除証明書

※ 当該証明書に記載された免許状については、bの書類は省略可

d 30時間以上の免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書 （原本）

e 身分証明書の写し（運転免許証、保険証等）

※ 現職教員以外の者が申請する場合において、免許状の氏名と現姓とが相違している場合

f 長野県収入証紙 3,500円

（ウ） 申請書類の審査

所属長・市町村教育委員会・教育事務所等は、現職教員等からイの申請の提出があった場合は、主に次の事項を確認し、別表4のルートにより遅滞なく進達する。

- a 長野県が免許管理者となるべき者であること
- b 有効期間満了日の2ヶ月前までの申請であること
- c 申請された免許状を所持していること
- d 30時間の更新講習を修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に修了していること
- e 「免許状」に対応した講習を受講していること

ウ 旧免許状所持者のうち、免許状更新講習の受講義務がない者が、修了確認期限までに免許状更新講習修了確認を受けていない場合の申請（改正法附則第2条第3項第3号）

旧免許状所持者のうち、免許状更新講習の受講義務がない者が、修了確認期限までに免許状更新講習修了確認を受けていない場合、教員になるためには、その後、免許状更新講習を受講・修了して2年2ヶ月以内であることの確認を受ける必要がある。

（ア） 申請期間

免許状更新講習の受講・修了後、2年2ヶ月以内（更新講習の受講期間は2年以内）

※ 省令で定められた期間であるため、上記期限を過ぎた場合は申請できない。

(イ) 申請書類

- a 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書（細則様式第13号）
- b 免許状を所持することを証明する次のいずれかの書類
 - ・ 教育職員免許状の写し（所持するすべての免許状に係るもの）
 - ・ 教育職員免許状の授与証明書（所持するすべての免許状に係るもの）（発行後6月以内の原本）
 - ※ 同一校種の免許状を複数（専修、1種、2種）所持している場合も、全ての写し又は授与証明書を添付すること
 - ※ 免許状の写しを添付できる場合には授与証明書は不要
- c 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書（原本）
 - ・ 更新講習修了確認証明書
 - ・ 改正法附則第2条第3項第3号の確認（更新講習の受講義務がない旧免許状所持者が修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合で、更新講習の課程を修了してから2年2月間内にあることを免許管理者に確認した）証明書
 - ・ 修了確認期限延期証明書
 - ・ 免許状更新講習免除証明書
 - ※ 当該証明書に記載された免許状については、bの書類は省略可
- d 30時間以上の免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（原本）
- e 身分証明書の写し（運転免許証、保険証等）
 - ※ 免許状の氏名と現姓とが相違している場合
- f 長野県収入証紙 3,500円

(ウ) 申請書類の審査

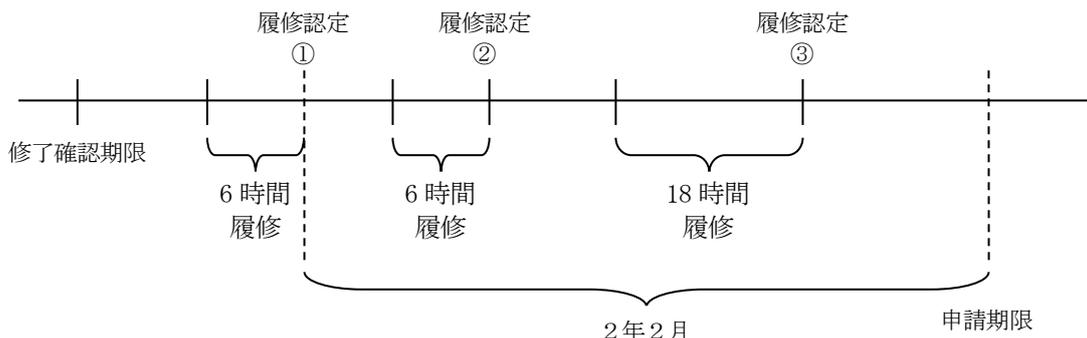
臨時任用教員リスト管理者は、臨時任用教員リスト登載者等からイの申請書類の提出があった場合は、主に次の事項を確認し、別表4のルートにより遅滞なく進達する。

- a 長野県が免許管理者となるべき者であること
- b 申請された免許状を所持していること
- c 30時間の更新講習を受講していること、かつ、更新講習を修了してから2年2月までに申請されていること

【参考】修了の起点について

「修了から2年2月」の起点は、30時間の講習を受講する場合には、修了認定日を基準とする。ただし、6時間、6時間、18時間の複数の講習を受講する場合には、最初の履修認定の日を基準とする。

次の事例の場合、①の時点から起算して、2年2月以内（この期間中に③の日が含まれていることが必要）となる。



5 免許状更新講習の受講免除申請・修了確認期限の延期（有効期間の延長）申請

(1) 免許状更新講習の受講免除申請

次に掲げる者は、県教育委員会に対し、修了確認期限（有効期間の満了日）までに受講免除申請し、知識技能が十分であると認められる場合、免許状更新講習の受講が免除される。（免除申請は本人の意志により、希望すれば講習の受講も可能）

なお、免除対象者に該当していても、免許管理者に受講免除申請を行わなかった場合や更新講習修了確認を受けず修了確認期限または有効期間の満了日が経過した場合には、免許状は失効する。

※ 旧免許状所持者の場合は、講習の受講を免除されるのは、受講義務のある者（P 6 参照）のみ。

ア 免除対象者

(別表5)

事 由		該当条項
		旧免許状 新免許状
1 教員を指導する 立場にある者	ア 校長、副校長、教頭、園長、副園長、主幹教諭、指導教諭	第1号 第1号
	イ 指導主事、社会教育主事、専門主事、教育長、教育次長、教育委員会事務局の課長又は教育機関（学校を除く。）の長その他これに準じる職の者	第2号 第2号
	ウ 免許状更新講習の講師となっている者	第3号 第3号
	エ 地方公共団体の職員又は国立大学法人の役員若しくは職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者、学校法人の理事【旧免許状所持者】	第4号
	上記及び国、地方独立行政法人、独立行政法人の役員若しくは職員【新免許状所持者】	第4号
2 免許管理者が指定する優秀教員表彰を受けた者 ・文部科学大臣優秀教員表彰の被表彰者	第5号 第5号	
3 その他文部科学大臣が定める者	第6号 第6号	

※ 該当条項欄は、免除対象者となる者の該当する条項を旧免許状及び新免許状別に示している。（申請書に所属長等が免除対象者を証明する場合に記入する条項となる。）

- ・旧免許状： 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項の各号
- ・新免許状： 教育職員免許法施行規則第61条の4の各号

イ 免除申請の手続き

(ア) 申請期間

該当する教職員等は、修了確認期限（有効期間満了日）の2ヶ月前までの2年間に申請を行うことができる。（免除申請は本人の意志による。希望すれば講習の受講も可能）

※ 省令で定められた期間であるため、上記期間以外は申請できない。

(イ) 免除対象者証明

所属長等は、該当者から別表6の区分に従い、更新講習免除対象者である旨の証明を求められた場合は、確認の上、免許状更新講習免除申請書（細則様式第15号）に証明するものとする。なお、証明欄に記載する該当条項は（1）ア該当条項欄のとおり。

ウ 申請書類

(ア) 旧免許所持者の場合

a 免許状更新講習免除申請書（細則様式第15号）

※ 免除対象者であることの証明を別表6の区分により受けること

b 免許状を所持することを証明する次のいずれかの書類

- ・教育職員免許状の写し（所持するすべての免許状に係るもの）
- ・教育職員免許状の授与証明書（所持するすべての免許状に係るもの）（発行後6月以内の原本）

※ 同一校種の免許状を複数（専修、1種、2種）所持している場合も、全ての写し又は授与証明書を添付すること

※ 免許状の写しを添付できる場合には授与証明書は不要

c 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書（原本）

- ・更新講習修了確認証明書
- ・改正法附則第2条第3項第3号の確認（更新講習の受講義務がある旧免許状所持者が修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合で、更新講習の課程を修了してから2年2月間内にあることを免許管理者に確認した）証明書
- ・修了確認期限延期証明書
- ・免許状更新講習免除証明書

※ 当該証明書に記載された免許状については、bの書類は省略可

d 免除事由を証明する次の書類

- ・表彰を受けた者にあつては、表彰状の写し ※（1）ア2該当の場合

e 長野県収入証紙 3,500円

(イ) 新免許所持者の場合

a 有効期間更新申請書（講習受講免除者用）（細則様式第10号）

※ 免除対象者であることの証明を別表6の区分により受けること

b 免許状を所持することを証明する次のいずれかの書類

- ・教育職員免許状の写し（所持するすべての免許状に係るもの）
- ・教育職員免許状の授与証明書（所持するすべての免許状に係るもの）（発行後6月以内の原本）

※ 同一校種の免許状を複数（専修、1種、2種）所持している場合も、全ての写し又は授与証明書を添付すること

※ 免許状の写しを添付できる場合には授与証明書は不要

c 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書（原本）

- ・有効期間更新証明書

- ・有効期間延長証明書
- ・免許状更新講習免除証明書

※ 当該証明書に記載された免許状については、bの書類は省略可

d 免除事由を証明する次の書類

- ・表彰を受けた者にあつては、表彰状の写し

e 長野県収入証紙 3,500円

エ 申請書類の審査

所属長・市町村教育委員会・教育事務所等は、現職教員等からウの申請の提出があつた場合は、主に次の事項を確認し、別表4のルートにより進達する。

- (ア) 長野県が免許管理者となるべき者であること
- (イ) 修了確認期限（有効期間満了日）の2ヶ月前までの申請であること
- (ウ) 申請された免許状を所持していること
- (エ) 前記（1）アの更新講習免除対象者に該当していること

オ 証明書の交付

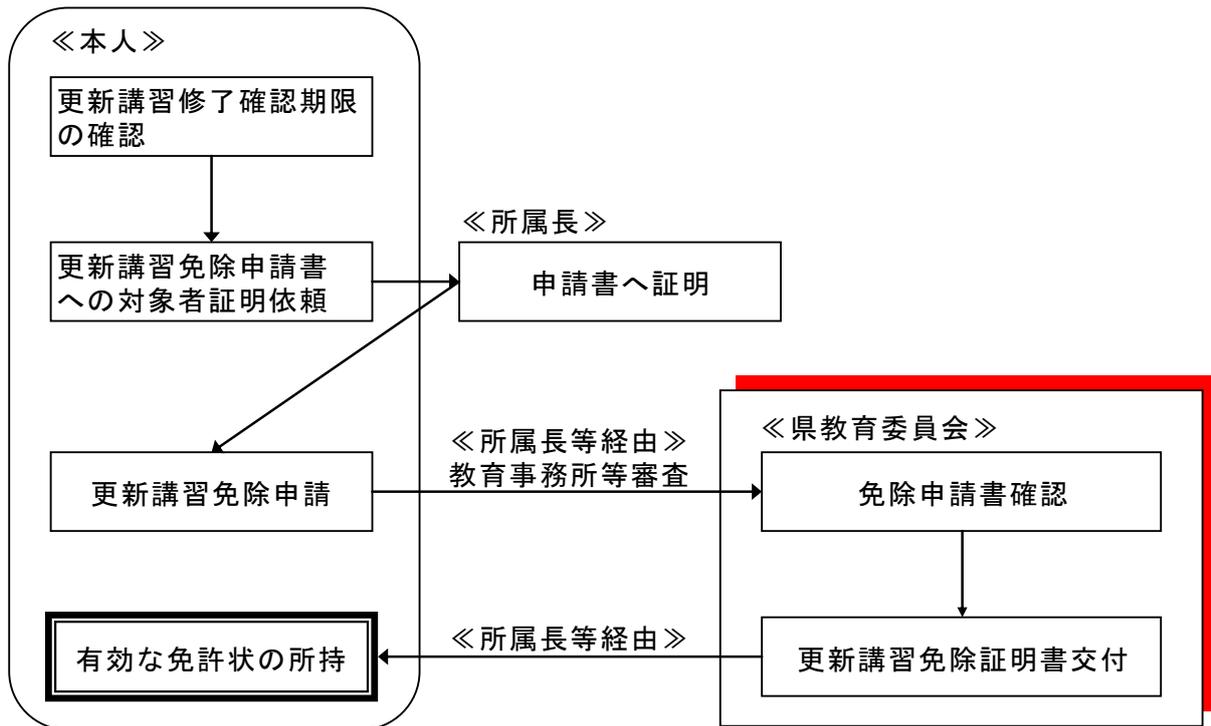
- (ア) 証明書
免許状更新講習免除証明書（改正省令附則別記第4号様式）
または、有効期間更新証明書（施行規則別記第5号様式）
- (イ) 証明書の送付
証明書は別表4の進達ルートを遡って送付する。

■平成20年度に予備講習を受講した者

平成20年に予備講習を受講した者は、免許状更新講習免除申請により更新講習免除証明書が交付されている。（予備講習で取得した単位が30時間未満の者も含む。）

《参考》

免許状更新講習免除申請の標準的なフローチャート

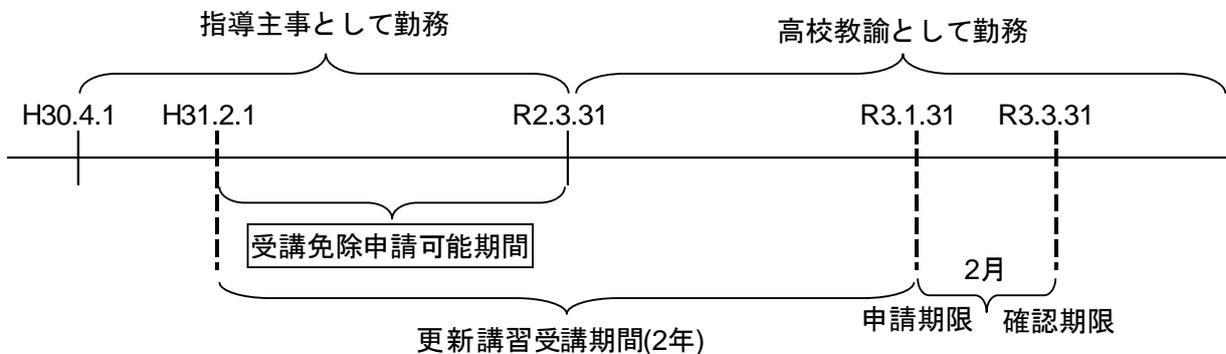


【事例】教諭Aが更新講習受講確認期間中に指導主事として在任した場合

教諭A（旧免許状を所持、昭和40年5月5日生まれ）

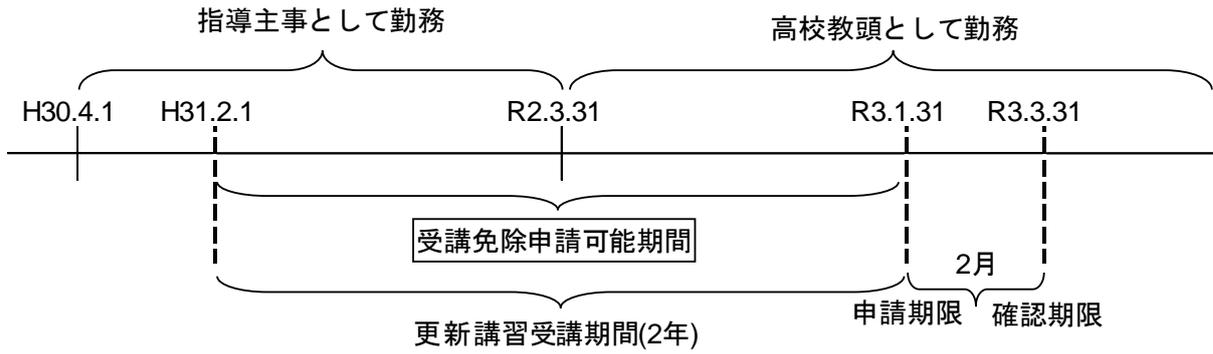
- ・免許状更新講習受講期間 平成31年2月1日～令和3年1月31日
- ・指導主事在任期間 平成30年4月1日～令和2年3月31日
- ・高等学校教諭 令和2年4月1日～

① 更新講習受講期間のうち、指導主事として在任している期間（平成31年2月1日から令和2年3月31日まで）は受講免除申請を行うことができる。



② Aが指導主事在任期間中（平成31年2月1日から令和2年3月31日まで）に受講免除申請を失念し、高等学校へ教諭として異動した場合、令和3年1月31日までに更新講習を受講・修了し、更新講習修了確認申請を行わなければならない。

③ 仮に、Aが指導主事在任期間中に受講免除申請を失念しても、高等学校へ教頭として異動すれば令和3年1月31日までに受講免除申請を行うことができる。



(別表6)

【免除事由の証明者】

免除事由の区分		証明者
1 校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭	市町村立学校（園）	校長、園長
	県立学校	校長
	国立学校（園）	校長、園長
	私立学校（園）	校長、園長
2 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者		所属長
3 免許状更新講習の講師		開設者
4 地方公共団体の職員又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役員若しくは職員で2に準ずる者として免許管理者が定める者		所属長
5 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であつて、免許管理者が指定したものを受けた者		表彰状の写し
6 その他文部科学大臣が定める者		任命権者又は雇用者
7 予備講習を履修した者		修了（履修）証明書

(2) 修了確認期限の延期（有効期間の延長）

やむを得ない事由により、免許状更新講習の課程を修了できないと認められる場合、相当の期間を定めて、免許状の修了確認期限を延期（有効期間を延長）することができる。

なお、延期（延長）対象者に該当していても、免許管理者に修了確認期限延期（有効期間を延長）申請を行わない場合は更新講習修了確認申請を行う必要がある。

※ 旧免許状所持者の場合は、延期申請ができるのは、受講義務のある者（P6参照）のみ。

ア 延期（延長）対象者

（別表7）【対象事由と延長・延期期間】

延期（延長）事由	該当条項	延期（延長）期間	
	旧免許状		
	新免許状		
1 教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中であること	免許法第9条の3第4項 (新・旧共通)	事由がなくなった日から2年2ヶ月を超えない範囲内	
2 休職中であること ア 心身の故障 イ 刑事事件に起訴されたことによる休職	第1項第1号		
3 引き続き90日以上病気休暇中であること（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）	第1号		
4 産前産後の休暇、育児休業又は介護休暇中であること	第1項第2号		
5 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること	第2号		
6 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること	第1項第3号 第3号		
7 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること	第1項第4号 第4号		
8 専修免許状取得目的の大学院等の課程に在学していること（基礎免許状を持つものに限る。）	第1項第5号 第5号		
9 教員に任命され、又は雇用された日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること	第1項第6号 第6号		教員となった日から2年2ヶ月を超えない範囲内
10 平成21年4月1日以降に新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと	第2項第1号 —		最後に授与された免許状の授与の日の翌日から10年の範囲内
11 初回の修了確認期限が、その者の所持する免許状授与の日の翌日から起算して10年を超えない日であること	第2項第2号 —		
12 初回の修了確認期限が平成23年3月31日である者であって、平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していない者であること	第2項第3号 —		平成23年5月31日までの範囲内

※ 該当条項欄は、申請書に所属長等が延期対象者を証明する場合に記入する条項となる。延期事由2～12の該当条項欄については、対象者となる者の該当する条項を旧免許状及び新免許状別に示している。

- ・旧免許状： 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条の各項及び各号
- ・新免許状： 教育職員免許法施行規則第61条の5の各号

イ 修了確認期限の延期申請（旧免許状所持者）

（ア）申請期間

該当する教職員等は、修了確認期限の2ヶ月前までに申請を行う。（延期申請は本人の意志による。希望すれば講習の受講も可能）

※ 2ヶ月前までであればいつでもよい。

（イ）延期対象者証明

所属長等は、該当者から別表8の区分に従い、免許状更新講習の課程を修了できない旨の証明を求められた場合は、確認の上、修了確認期限延期申請書（細則様式第14号）に証明するものとする。

（ウ）申請書類

a 修了確認期限延期申請書（細則様式第14号）

※ 延期対象者であることの証明を別表8の区分により受けること

b 免許状を所持することを証明する次のいずれかの書類

・教育職員免許状の写し（所持するすべての免許状に係るもの）

・教育職員免許状の授与証明書（所持するすべての免許状に係るもの）（発行後6月以内の原本）

※ 同一校種の免許状を複数（専修、1種、2種）所持している場合も、全ての写し又は授与証明書を添付すること

※ 免許状の写しを添付できる場合には授与証明書は不要

c 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書（原本）

・更新講習修了確認証明書

・改正法附則第2条第3項第3号の確認（更新講習の受講義務がない旧免許状所持者が修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合で、更新講習の課程を修了してから2年2月間内にあることを免許管理者に確認した）証明書

・修了確認期限延期証明書

・免許状更新講習免除証明書

※ 当該証明書に記載された免許状については、bの書類は省略可

d 在学証明書 ※ 専修免許状取得のため大学院の課程に在学している者のみ

e 長野県収入証紙 1,800円

（エ）申請書類の審査

所属長・市町村教育委員会・教育事務所等は、現職教員等から（ウ）の申請の提出があった場合は、主に次の事項を確認し、別表4のルートにより進達する。

- a 長野県が免許管理者となるべき者であること
- b 修了確認期限の2ヶ月前までの申請であること
- c 申請された免許状を所持していること
- d 更新講習の受講義務が課せられた者であること
- e 別表7の延期対象者に該当していること

（オ）証明書の交付

a 証明書

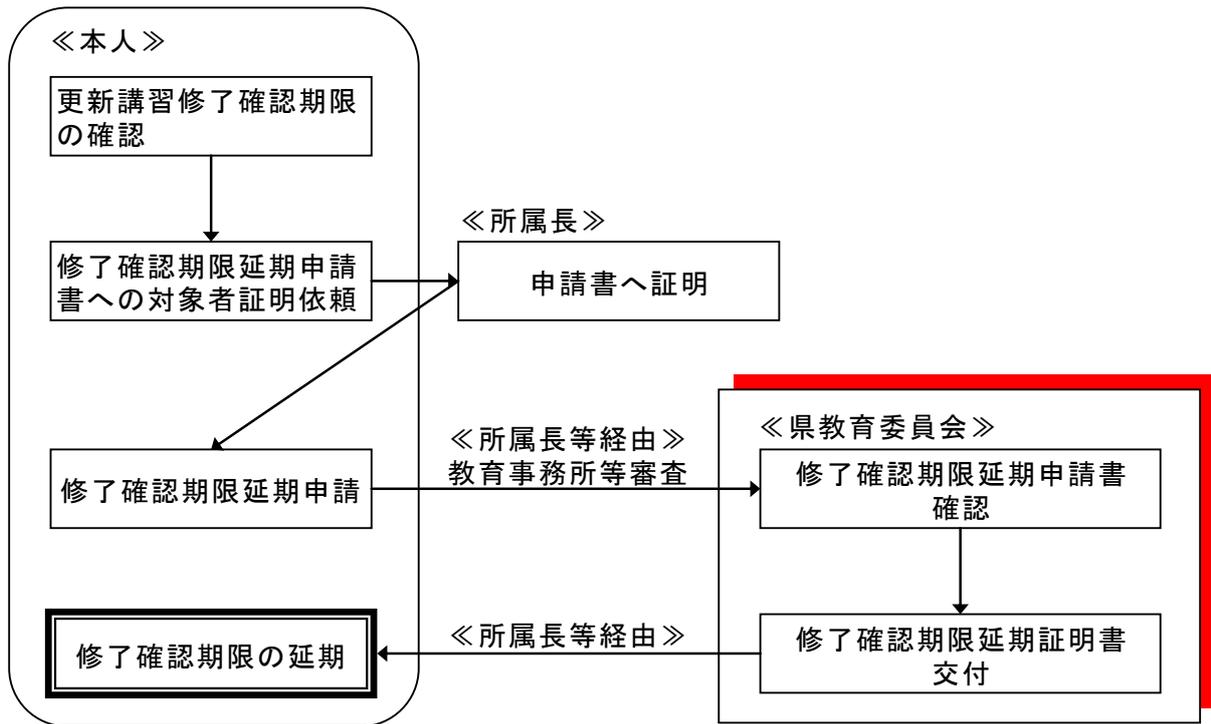
修了確認期限延期証明書（改正省令附則別記第3号様式）

b 証明書の送付

証明書は別表4の進達ルートを遡って送付する。

《参考》

免許状修了確認延期申請の標準的なフローチャート



【事例①】教諭Bが産前・産後休暇取得後、育児休業した場合

教諭B（旧免許状を所持、昭和50年5月5日生まれ）

- ・本来の免許状更新講習受講期間 平成31年2月1日～令和3年1月31日
- ・本来の更新講習修了確認期限 令和3年3月31日

教諭Bが出産予定日から起算して8週間前に産前休暇を、平成31年3月25日に出産後、産後休暇を、かつ満3才までの期間の育児休業を取得した場合、申請により更新講習修了確認の期限を令和6年5月24日まで延期できる。



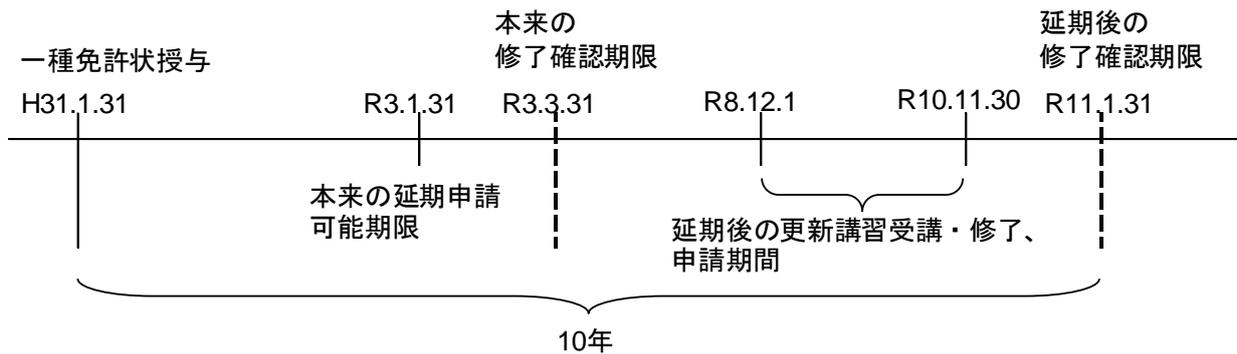
- ※1 修了確認期限の延期が認められるのは、令和3年1月31日（本来の修了確認申請期限）までに延期申請が提出された場合に限る。
- ※2 修了確認期限の延期が認められた場合、それまでに取得した更新講習の単位は無効となる。
- ※3 延期後の修了確認期限の2ヶ月前の2年間に更新講習を受講・修了し、更新講習修了確認申請をしなければならない。

【事例②】教諭Cが免許状を新たに取得した場合

教諭C（旧免許状を所持、昭和50年5月5日生まれ）

- ・ 本来の免許状更新講習受講期間 平成31年2月1日～令和3年1月31日
- ・ 本来の更新講習修了確認期限 令和3年3月31日
- ・ 小学校教諭二種免許状授与 平成18年3月20日
- ・ 小学校教諭一種免許状授与 平成31年1月31日

教諭Cは新たに免許状が授与されてから10年以内であるため、申請により、更新講習修了確認の期限を最大で令和11年1月31日まで延期できる。



- ※1 修了確認期限の延期が認められるのは、令和3年1月31日(本来の修了確認申請期限)までに延期申請が提出された場合に限る。
- 2 修了確認期限の延期が認められた場合、それまでに取得した更新講習の単位は無効となる(有効となる更新講習の単位は、延期後の修了確認期限の2ヶ月前の2年間に修了(履修)認定された単位となる。)
- 3 延期後の修了確認期限の2ヶ月前の2年間に更新講習を受講・修了し、更新講習修了確認申請しなければならない。
- 4 ここでいう新たな免許状の「授与」とは、上位免許状を取得する場合及び他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれる。
ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではないため、延期は認められない。

ウ 有効期間の延長申請（新免許状所持者）

（ア）申請期間

該当する教職員等は、有効期間の満了日の2ヶ月前までに申請を行う。（延長申請は本人の意志による。希望すれば講習の受講も可能）

※ 2ヶ月前までであればいつでもよい。

（イ）延長対象者証明

所属長等は、該当者から別表8の区分に従い、免許状更新講習の課程を修了できない旨の証明を求められた場合は、確認の上、有効期間延長申請書（細則様式第11号）に証明するものとする。

（ウ）申請書類

a 有効期間延長申請書（細則様式第11号）

※ 延長事由に該当する者であることの証明を別表8の区分により受けること

b 免許状を所持することを証明する次のいずれかの書類

- ・教育職員免許状の写し（所持するすべての免許状に係るもの）
- ・教育職員免許状の授与証明書（所持するすべての免許状に係るもの）（発行後6月以内の原本）

※ 同一校種の免許状を複数（専修、1種、2種）所持している場合も、全ての写し又は授与証明書を添付すること

※ 免許状の写しを添付できる場合には授与証明書は不要

c 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書（原本）

- ・有効期間更新証明書
- ・有効期間延長証明書
- ・免許状更新講習免除証明書

※ 当該証明書に記載された免許状については、bの書類は省略可

d 在学証明書 ※ 専修免許状取得のため大学院の課程に在学している者のみ

e 長野県収入証紙 1,800円

（エ）申請書類の審査

所属長・市町村教育委員会・教育事務所等は、現職教員等から（ウ）の申請の提出があった場合は、主に次の事項を確認し、別表4のルートにより進達する。

- a 長野県が免許管理者となるべき者であること
- b 有効期間満了日の2ヶ月前までの申請であること
- c 申請された免許状を所持していること
- d 教員及び教育の職にある者であること
- e 別表7の延期対象者に該当していること

（オ）証明書の交付

a 証明書

有効期間延長証明書（施行規則別記第6号様式）

b 証明書の送付

証明書は別表4の進達ルートを遡って送付する。

エ 修了確認期限延期期間の変更

修了確認期限の延期等の後に、さらに当初の延期事由が続くことが見込まれる場合、あるいは延期事由が消滅した場合には、延期期間の変更を行うことができる。

※ 当初の延期事由と異なる延期事由が生じた場合は、新規の延期申請となる。

(ア) 手続期間

「延期後の修了確認期限」の2ヶ月前までに手続きを行う。

(イ) 経由機関、申請書類、申請後に交付される証明書の扱い

上記1と同様

(別表8)

【延期事由の証明者】

申請者の区分		延長（延期）事由	
		P25アの表1～7	P25アの表の9
1 教員、校長、園長、 副校長、副園長、教頭	市町村立学校（園）	校長、園長	校長、園長
	県立学校	校長	校長
	国立学校（園）	校長、園長	校長、園長
	私立学校（園）	校長、園長	校長、園長
2	指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	所属長	—
3	地方公共団体の職員又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役員若しくは職員で2に準ずる者として免許管理者が定める者	所属長	—
4	その他文部科学大臣が定める者	任命権者・雇用者	—

※ 1 延期（延長）対象者の表の延期事由8の証明は、在学証明書による。

2 延期（延長）対象者の表の延期事由10～12については、免許管理者において把握できる事項であり、証明は不要とする。

6 免許状の失効

修了確認期限（有効期間満了日）までに免許状更新講習を受講・修了し、更新手続きを行わなかった場合、所持する免許状の扱いは以下のとおりとなる。

（１）免許状の失効

ア 旧免許状所持者の場合

（ア） 受講義務がある者の場合

- a 修了確認期限を過ぎた場合、免許状は失効し、現職教員は失職する。
- b 失効免許状の保有者は、免許管理者に免許状を返納する。
- c 失効した場合、免許状更新講習を受講・修了することにより、新たに有効な新免許状が再授与される。

（イ） 受講義務がない者の場合

- a 修了確認期限を過ぎても免許状は、失効しない。
- b 免許状を返納する必要はない。
- c 修了確認期限を過ぎた後、教員になることを希望する場合は、免許状更新講習を受講・修了し、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成一九年法律第九八号）附則第二条第三項第三号の確認証明書（改正省令附則別記第2号様式）を受けることにより、教壇に立つことができる。

（ウ） 免許状更新講習を受講できない者の場合

- a 修了確認期限を過ぎても免許状は失効しない。
- b 免許状を返納する必要はない。
- c 修了確認期限を過ぎた後、教員採用内定を得るなど、免許状更新講習を受講できる者になった場合、免許状更新講習を受講・修了することにより、教壇に立つことができる。

イ 新免許状所持者の場合

- （ア） 有効期間の満了日を過ぎた場合、免許状は失効し、現職教員は失職する。
- （イ） 失効しても、免許状更新講習を受講・修了することにより、新たに有効な新免許状の授与を受けることができる。

免許状の失効・再授与 早見表

①旧免許状 ア 受講義務がある者	①旧免許状 イ 受講義務がない者	①旧免許状 ウ 受講できない者	②新免許状
修了確認期限までに更新講習を受講・修了しなかった場合、 <u>免許状は失効する</u>	更新講習の受講義務はないため、修了確認期限を過ぎても免許状は失効しない	更新講習を受講できないため、修了確認期限を過ぎても免許状は失効しない	有効期間満了日までに更新講習を受講・修了しなかった場合、 <u>免許状は失効する</u>
失効した場合、免許管理者に <u>免許状を返納する</u>	免許状を返納する必要はない	免許状を返納する必要はない	免許状を返納する必要はない
更新講習を受講修了することにより、新たに有効な新免許状が再授与される	更新講習を受講修了することにより、教壇に立つことができる	教員採用内定を得るなど、更新講習を受講可能となった後、更新講習を受講・修了することにより、教壇に立つことができる	更新講習を受講修了することにより、新たに有効な新免許状が再授与される

※ 図中ア、イ、ウについては、P 6を参照のこと。

(2) 免許状の失効手続き

ア 通知

免許状が失効した場合、県教育委員会は別表9のルートにより本人に通知する。
また、授与権者、所轄庁に対して、通知する。

(別表9)



イ 免許状の返納

免許状が失効した場合、当該者は免許状を県教育委員会に返納しなければならない。
県教育委員会は、本人に対し、アの通知に合わせて免許状の返納を求める。

○申請書類及び審査事項（再掲）

申請区分に対応する、申請書類及び主な審査事項は次のとおり。

区 分	申 請 書 類	審 査 事 項
旧 免 許 状	<p>1 免許状更新講習 修了確認申請</p> <p>(1) 更新講習修了確認申請書（細則様式第12号） (2) 免許状を所持することを証明する次の<u>いずれか</u>の書類 ・ 教育職員免許状の写し（所持する<u>すべての</u>免許状に係るもの） ・ 教育職員免許状授与証明書（所持する<u>すべての</u>免許状に係るもの）<u>（発行後6月以内の原本）</u> (3) 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書 <u>（原本）</u> ・ 更新講習修了確認証明書 ・ 改正法附則第2条第3項第3号の確認（更新講習の受講義務がある旧免許状所持者が修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合で、更新講習の課程を修了してから2年2月間内にあることを免許管理者に確認した）証明書 ・ 修了確認期限延期証明書 ・ 免許状更新講習免除証明書 ※ 当該証明書に記載された免許状については、 (2)の書類は省略可 (4) 30時間以上の免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書 <u>（原本）</u> (5) 身分証明書の写し（運転免許証、保険証等） ※ 現職教員以外の者が申請する場合において、免許状の氏名と現姓とが相違している場合 (6) 長野県収入証紙 3,500円</p>	<p>①長野県が免許管理者となるべき者であること ②修了確認期限の2ヶ月前までの申請であること ③申請された免許状を所持していること ④30時間以上の更新講習を修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に修了していること ⑤「職」に対応した講習を受講していること</p>
2 旧免許状所持者のうち、更新講習の受講義務がない者が、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けていない場合の申請	<p>(1) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書（細則様式第13号） (2) 上記1の(2)から(6)の書類</p>	<p>①1の①, ③, ⑤の事項 ②30時間の更新講習を受講していること、かつ更新講習を修了してから2年2月までに申請されていること</p>
3 免許状更新講習の受講免除申請	<p>(1) 免許状更新講習免除申請書（細則様式第15号） (2) 上記1の(2), (3), (5)の書類 (3) 免除事由を証明する次の書類（P20 6(1)ア1に該当する場合は、所属長の証明のみ。） ア 表彰を受けた者にあつては、表彰状の写し ※ P20 ア免除対象者の2に該当する場合</p>	<p>①1の①～③の事項 ②更新講習の受講義務が課せられた者であること ③ P20 5(1)アの更新講習免除対象者に該当していること</p>

区 分		申 請 書 類	審査事項
	4 修了確認期限の延期	(1) 修了確認期限延期申請書（細則様式第14号） (2) 上記1の(2)、(3)の書類 (3) 在学証明書 ※ 専修免許状取得のため大学院の課程に在学している者のみ (4) 長野県収入証紙 1,800円	①3の①,②の事項 ②P25 ア延期（延長）対象者に該当していること
新 免 許 状	5 有効期間更新申請	(1) 有効期間更新申請書（講習修了者用）（細則様式第9号） (2) 免許状を所持することを証明する次の <u>いずれかの書類</u> ・ 教育職員免許状の写し（所持する <u>すべての</u> 免許状に係るもの） ・ 教育職員免許状授与証明書（所持する <u>すべての</u> 免許状に係るもの）（ <u>発行後6月以内の原本</u> ） (3) 過去に次のいずれかの証明を受けている場合、該当する証明書（ <u>原本</u> ） ・ 有効期間更新証明書 ・ 有効期間延長証明書 ・ 免許状更新講習免除証明書 ※ 当該証明書に記載された免許状については、(2)の書類は省略可 (4) 30時間以上の免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（ <u>原本</u> ） (5) 身分証明書の写し（運転免許証、保険証等） ※ 現職教員以外の者が申請する場合において、免許状の氏名と現姓とが相違している場合 (6) 長野県収入証紙 3,500円	①1の①から④の事項 ②「免許状」に対応した講習を受講していること
	6 免許状更新講習の受講免除申請	(1) 有効期間更新申請書（講習受講免除者用）（細則様式第10号） (2) 上記5の(2)、(3)の書類 (3) 免除事由を証明する次の書類（P20 6(1)ア1に該当する場合は、所属長の証明のみ。） 表彰を受けた者にあつては、表彰状の写し ※ P20 ア免除対象者の2に該当する場合 (4) 長野県収入証紙 3,500円	①3の①,③の事項
	7 有効期間の延長	(1) 有効期間延長申請書（細則様式第11号） (2) 上記5の(2)、(3)の書類 (3) 在学証明書 ※ 専修免許状取得のため大学院課程に在学している者 (4) 長野県収入証紙 1,800円	①1の①から③の事項 ②教員及び教育職員であること ③4の②の事項

<担当部所一覧>

内 容		担当所（課、係）	連 絡 先
・免許状更新講習に関すること		県教育委員会事務局 教学指導課 義務教育指導係	〒380-8570(住所不要) 電 話：026-235-7434(直通) F A X：026-235-7495 E-mail：kyogaku@pref.nagano.lg.jp
・教員免許状の 書換、再交付 に関すること (県内分) ・講師候補者の 登録に関する こと (公立小中学 校分)	管轄区域	東信教育事務所	〒384-0006 小諸市与良町6-5-5 電 話：0267-31-0250(直通) F A X：0267-31-0140 E-mail：toshinkyo@pref.nagano.lg.jp
	南佐久郡 北佐久郡 小県郡 上田市 小諸市 佐久市 東御市		
	諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市	南信教育事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内 電 話：0265-76-6858(直通) F A X：0265-76-6859 E-mail：nanshinkyo@pref.nagano.lg.jp
	(下伊那郡) (飯田市)	南信教育事務所 飯田事務所 ※教員免許状の書換、 再交付のみ	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内 電 話：0265-53-0460(直通) F A X：0265-22-0044 E-mail：nanshinkyo-iida@pref.nagano.lg.jp
	木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡 松本市 大町市 塩尻市 安曇野市	中信教育事務所	〒390-0852 松本市島立1020 松本合同庁舎内 電 話：0263-40-1975(直通) F A X：0263-47-7840 E-mail：chushinkyo@pref.nagano.lg.jp
埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡 長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市	北信教育事務所	〒380-0836 長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内 電 話：026-234-9549(直通) F A X：026-234-9557 E-mail：hokushinkyo@pref.nagano.lg.jp	
・講師候補者の登録に関すること (公立高等学校分)		県教育委員会事務局 高校教育課 管理係	〒380-8570(住所不要) 電 話：026-235-7430(直通) F A X：026-235-7488 E-mail：koko@pref.nagano.lg.jp
・上記以外の教員免許更新制に関する こと ・教員免許状の授与に関する こと ・教員免許状の書換、再交付に 関すること(県外分) ・教育職員免許状授与証明書 の交付に関すること		県教育委員会事務局 高校教育課 教職員係	〒380-8570(住所不要) 電 話：026-235-7429(直通) F A X：026-235-7488 E-mail：koko@pref.nagano.lg.jp